

答申第685号  
平成30年6月25日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村裕



答申

神戸市個人情報保護条例第7条第2項第5号の規定に基づき、平成30年6月25日付け  
神保高介第1466号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

介護保険第三者行為求償事務における後期高齢者医療給付情報の収集について  
(条例第7条「収集の制限」に関して)

- 1 介護保険給付において、第三者行為が疑われる被保険者に対して被害の届出勧奨を行うため、兵庫県後期高齢者医療広域連合から、第三者行為に係る後期高齢者医療被保険者情報を収集することは、給付の適正化に寄与するものであり、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、保有する必要のなくなった個人情報を確實かつ速やかに廃棄する等、個人情報の適正な維持管理を行わなければならない。

介護保険第三者行為求償事務における後期高齢者医療給付情報の収集について  
(条例第7条「利用及び提供の制限に関する」)

【後期高齢者医療の給付情報】

- ・保険者番号
- ・被保険者証番号
- ・被保険者名
- ・求償期間開始年月日
- ・求償期間終了年月日
- ・求償区分



写

答申第686号  
平成30年6月25日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村裕三



答申

神戸市個人情報保護条例第11条第1項及び第2項第2号の規定に基づき、平成30年6月25日付け神保高介第1466号-2により質問がありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

国民健康保険及び後期高齢者医療給付情報を利用した  
介護保険第三者行為求償事務について  
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 介護保険給付において、第三者行為求償を実施するに当たり、第三者行為に係る国民健康保険及び後期高齢者医療の給付情報と介護保険被保険者情報を統合したリストの作成と、求償事務の進捗管理を行うため、電子計算機処理することは、給付の適正化に寄与するものであり、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

国民健康保険及び後期高齢者医療給付情報を利用した  
介護保険第三者行為求償事務について  
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限に関するもの」)

(◎は条例第 11 条第 2 項に該当するもの)

【国民健康保険の給付情報】

- ・保険者番号
- ・被保険者証番号
- ・宛名番号
- ・被保険者名
- ・求償期間開始年月日
- ・求償期間終了年月日
- ・求償区分

【後期高齢者医療の給付情報】

- ・保険者番号
- ・被保険者証番号
- ・被保険者名
- ・求償期間開始年月日
- ・求償期間終了年月日
- ・求償区分

【介護保険の資格・給付情報】

- ・保険者番号
- ・被保険者番号
- ・被保険者名
- ・生年月日
- ・性別

◎要介護度

- ・認定有効期間開始年月日
- ・認定有効期間終了年月日
- ・被保険者電話番号
- ・被保険者郵便番号
- ・被保険者住所
- ・事業所番号
- ・事業所名称
- ・事業所電話番号
- ・給付実績



写

答申第687号  
平成30年6月25日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村裕三



答申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、平成30年6月25日付け  
神保高国第1416号により質問がありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

介護保険第三者行為求償事務における国民健康保険給付情報の利用について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 介護保険給付において、第三者行為が疑われる被保険者に対して被害の届出勧奨を行うため、保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課が保有する第三者行為に係る国民健康保険被保険者情報を利用することは、給付の適正化に寄与するものであり、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

介護保険第三者行為求償事務における国民健康保険給付情報の利用について  
(条例第9条「利用及び提供の制限に関する」)

【国民健康保険の給付情報】

- ・保険者番号
- ・被保険者証番号
- ・宛名番号
- ・被保険者名
- ・求償期間開始年月日
- ・求償期間終了年月日
- ・求償区分